

令和4年度第1回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和4年4月4日（月）  
午前9時20分～午前10時45分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 802会議室
3. 出席委員 23人  
会 長 23番 才木 隆雄  
会長代理 24番 宮田 好一 20番 島田 一郎  
委 員 1番 杉林 清則 2番 熊南 昭浩  
3番 山崎 修 4番 西田 清範  
5番 田中 輝男 6番 森 悦雄  
7番 古田 茂 8番 大場 忠勝  
9番 大橋 芳信 10番 大浦 清貴  
11番 山崎 巖 12番 福山 英則  
13番 仲田 茂男 14番 下村 帝  
15番 北森 正誠 16番 渡辺 正志  
17番 金田 修一 18番 長谷 幹夫  
19番 金木 洋子 22番 中井 義則
4. 欠席委員 21番 五十嵐 英夫
5. 議 題 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による  
許可申請について  
議案第3号 事業計画の変更申請について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ  
る農用地利用集積計画の決定について  
議案第5号 非農地証明書の交付について  
報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による受理について  
報告事項第2号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第  
7号の規定による受理について  
報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

## 議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、21番五十嵐委員から欠席届があり、出席委員数は23名でございます。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和4年度第1回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案5件、報告事項3件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。7番古田委員、8番大場委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

なお、3ページの5番は〇〇委員、6番は●●委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書は1ページから3ページまでです。

今回の申請件数は6件で、申請面積は6,177㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

2番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

3番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。

4番は、子から母への贈与により、3分の1の持分を移転するものです。譲受人はもともと3分の1の持分があり、残りの3分の1の所有権は譲受人の夫が有しております。

5番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。  
6番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。  
以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、5番と6番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、5番と6番を除き、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、5番と6番を除き、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、5番について、審議いたしますので、〇〇委員は退室をお願いします。

<〇〇委員退室>

会 長 それでは、5番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、5番について、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、5番について、申請どおり「許可」することといたします。〇〇委員は入室をお願いします。

<〇〇委員入室>

会 長 続きまして、6番について、審議いたしますので、●●委員は退室をお願いします。

<●●委員退室>

会 長 それでは、6番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、6番について、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、6番について、申請どおり「許可」することといたします。●●委員は入室をお願いします。

<●●委員入室>

会 長 改めまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第2号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。なお、6ページの5番は、〇〇委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 議案書4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

今回4条申請が5件、面積は2,003㎡、5条申請が15件、面積は39,299.23㎡です。

それでは、議案書5ページをご覧ください。まず、最初に4条申請の内容についてご説明いたします。

「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

4条申請1番は、呉羽地区において貸駐車場を整備する計画であります。転用の概要と致しましては、隣接するアパートの駐車場が不足しており、平成15年から雑種地化していた場所を駐車場として貸しておりましたが、登記地目が畑となっていたため、今回はそのため申請されたものでございます。申請書には始末書の添付がございました。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えている農地であり、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

4条申請2番は、大沢野地域大沢野北部地区において、農機具格納庫を整備する計画であります。転用の概要と致しましては、国土交通省が施工する「一般国道41号大沢野富山南道路工事」による土地の収用により既存農家住宅の移転が必要となり、住宅部分の移転は令和3年12月に農地転用の申請を行いました。今回、農業用部分を既存の農業施設の隣接地に新規に農業用施設を建築するものでございます。申請地は10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は農用地区域内農地で、許可基準は農業用施設を適用しております。

4条申請3番は、大山地域大庄地区において、貸資材置場を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請者と賃貸借契約を交わしている△△△△は主に建築や土木工事業を営んでおり、事業拡大に伴い、既存の資材置場が手狭であることから、申請者が隣接地において資材置場を整備し、△△△△へ賃貸するものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから、農地区分は第1種農地で、許可基準は既存地拡張を適用しております。

4条申請4番は、八尾地域保内西地区において、農機具格納庫を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者の所有する農機具が外置きされている状態であり、また、作業の効率化を図るため、農機具格納庫の設置するものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は農用地区域内農地で、許可基準は農業用施設を適用しております。

議案書6ページをご覧ください。

4条申請5番は、婦中地域古里地区において、農業用機械駐車場を整備する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は主に婦中町羽根地区を中心に農業経営を行っており、耕作時には自宅の蜷川地区から婦中古里地区まで大型農業機械を運搬委託していることから、今回、作業の効率化を図るため、申請地を耕作拠点とした農業用機械駐車場を整備するものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は農用地区域内農地で、許可基準は農業用施設を適用しております。

続きまして7ページをご覧ください。

5条の申請内容についてご説明いたします。

5条申請1番は、山室中部地区において、砂利採取業者による陸砂利採取の一時転用の計画であります。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後、直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関

する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。期間は許可日から2年間となっております。

5条申請2番は、太田地区において、障害者施設の緑地広場及び駐車場を整備する計画でございます。申請人の▲▲▲▲及び■ ■ ■ ■は、障害者就労支援を行っております。転用の概要といたしましては、施設利用者の軽作業訓練場所が屋外に無いこと、また地元交流の場所として緑地広場を整備の計画されたものでございます。申請地は、県道、河川、宅地に分断された10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で農地区分は第2種農地で、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

議案書は8ページになります。

5条申請3番は、太田地区において、障害者施設の駐車場を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、施設利用者及び見学者の増加に伴い、駐車場が手狭であり、近隣住民に迷惑がかかっていることから駐車場の整備が急務となっているものでございます。申請地は、県道、河川、宅地に分断された10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で農地区分は第2種農地で、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

5条申請4番は、熊野地区において、貸駐車場を整備する計画でございます。申請人の◎◎◎◎は、主に不動産賃貸及び管理業を営んでおります。転用の概要といたしましては、申請地においては、平成元年12月に店舗敷地として転用許可を受けましたが、目的未達成のままになっており、今回、貸駐車場敷地として事業を承継するものでございます。事業計画の変更申請も併せて申請されております。また、申請地は既に雑種地化されており、始末書の添付がでございます。申請地は、国道、宅地に分断された10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で農地区分は第2種農地となり、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

5条申請5番は、熊野地区において、駐車場を整備する計画でございます。申請人の◇◇◇◇は、主に自動車の販売、修理業を営んでおります。転用の概要といたしましては、申請地においては、昭和47年8月にレストラン敷地として転用許可を受けましたが、目的未達成のままになっており、今回、駐車場敷地として事業を承継するものでございます。事業計画の変更申請も併せて申請されております。また、申請地は既に雑種地化されており、始末書の添付が

ございます。申請地は、国道、宅地に分断された10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で農地区分は第2種農地で、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

5条申請6番は、五福地区において、一般住宅敷地を拡張する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は平成30年に既存宅地を取得しましたが、車庫部分の登記地目が田であることが発覚し、今回是正のため申請されたものでございます。申請書には始末書の添付がでございます。申請地より半径500mの範囲の中に医療施設が2施設あり、接道する道路には上下水道管が埋設されていることから、農地区分は第3種農地で、原則許可案件となります。

議案書は9ページになります。

5条申請7番は、神明地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は現在、祖母の家之間借りしておりますが、手狭であるため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地を選定されたものでございます。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団規模ではございますが、過去に土地改良事業が実施されている農地であり、農地区分は第1種農地で、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請8番は、呉羽地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は現在、射水市の共同住宅に住んでおりますが、手狭であるため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地を選定されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えている農地であり、農地区分は第1種農地で、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請9番は、寒江地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は現在、共同住宅に住んでおりますが、また、コロナにより在宅勤務が中心となり、既存住宅が手狭であるため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地を選定されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えている農地であり、農地区分は第1種農地で、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請10番は、大沢野地域大沢野北部地区において、資材置場を整備する計画でございます。申請者の□□□□は、主に地質調査及びボーリング工事業を行っております。転用の概要といたしましては、申請者は現在、堀川地区に本社を置いておりますが、既存地が手狭であること、また仕事の多くが国道41号線の山側に多く仕事の効率化を図ることができ、今後、申請地に拠点を移す計画が

あることから申請地を選定されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で農地区分は第3種農地で、原則許可案件となります。

議案書は10ページになります。

5条申請11番は、大沢野地域大久保地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請地周辺は、教育施設、医療機関、スーパー等、生活環境が整った利便性のある土地であることから相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地を選定されたものでございます。現地調査にて一部土盛りがあったため、農業委員指導後、始末書の提出がございました。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で農地区分は、第3種農地で、原則許可案件となります。

5条申請12番は、大沢野地域大久保地区において、駐車場を整備する計画であります。申請人の▽▽▽▽は、一般貨物運送業を営んでおります。転用の概要といたしましては、業績拡大に伴い、大型トラックの増車に伴い、既存駐車場が手狭であり、今後も増車の予定があることから新たな駐車場の整備が急務となっております。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えている農地であり、農地区分は第1種農地で、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請13番は、大沢野地域大久保地区において、倉庫を整備する計画であります。申請人の▼▼▼▼は、医療品を中心とした倉庫業・運送業を営んでおります。転用の概要といたしましては、近年、医療品の需要が増加しており、併せて申請人が賃借している婦中地域の倉庫が契約満了に伴い退去を迫られていることから、倉庫の整備が急務となっており、作業の効率化を図るため既存敷地に隣接した申請地を選定されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えている農地であり、農地区分は第1種農地で、許可基準は既存地拡張を適用しております。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。

議案書は11ページになります。

5条申請14番は、大山地域大山地区において、資材置場及び駐車場を整備する計画であります。申請人の◆◆◆◆は、主に土木工事、建築工事業を営んでおります。転用の概要といたしましては、申請人は昭和56年から既存地において事業を行っており、事業を拡大するため既存敷地の地目を調査したところ、地目が田であることが発覚し、今回是正のため申請されたものでございます。申請地は、山林に分断された10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で農地区分は第2種農地で、許可基準は代替可能性なしを適



用しております。

議案書は12ページになります。

5条申請15番については、婦中地域宮川地区において、砂利採取業者が一時転用による陸砂利採取の計画であります。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後、直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。期間は許可日から2年間となっております。

以上です。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、農地法第4条の5番を除き、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、農地法第4条の5番を除き、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、農地法第4条の5番について、審議いたしますので、〇〇委員は退室をお願いします。

<〇〇委員退室>

会 長 それでは、農地法第4条の5番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、農地法第4条の5番について、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、農地法第4条の5番について、申請どおり「許可」することといたします。〇〇委員は入室をお願いします。

<〇〇委員入室>

会 長 改めまして、議案第2号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第3号事業計画の変更申請について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書13ページをご覧下さい。議案第3号事業計画の変更申請についてご説明いたします。

1番は、議案書8ページ5条申請4番でご説明した案件でございます。当初計画者が平成元年12月に店舗敷地で農地転用許可を受けましたが、経営状況の悪化により事業を遂行できず、承継者が貸駐車場の一部として使用するため、事業計画の変更を申請されたものです。

2番は、議案書8ページ5条申請5番でご説明した案件でございます。当初計画者が昭和47年8月にレストラン敷地で農地転用許可を受けましたが、経営状況の悪化により事業を遂行できず、承継者が駐車場の一部として使用するため、事業計画の変更を申請されたものです。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました事業計画の変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この事業計画変更申請について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 議案第3号事業計画変更の申請については、承認相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きます。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

なお、17ページから18ページの所有権移転3番から6番は、●●委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、14ページから25ページです。

所有権移転は6件で、移転面積は、20,458㎡です。

利用権設定は、今回は58件の貸し手から申し出があり、契約期間は、1～2年が3件、3～5年が19件、6～9年が7件、10年が29件です。設定面積は、317,044㎡です。

19ページ1番から21ページ23番までは、農地中間管理機構を通すものであります。21ページ24番から25ページ60番が相対であります。

新規農家が2件あります。24ページの58番、59番は、一般法人である☆☆☆☆が農業事業部を法人化し、★★★★となり、農地所有適格法人として新規に農業参入するものです。

水稻、ニンジンを耕作し、販売先は、❖❖❖❖を予定しております。農機具については自己所有しております。

25ページの60番は令和4年1月に法人立した□□□□です。(農地所有適格法人として)農地を借りミニトマトのハウス栽培を行うものであります。農業の指導については、地元の農家の方や、広域普及指導員等に指導をしてもらう予定となっております。

販売先は●●●●に出荷する予定としております。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今説明及び報告がありました農用地利用集積計画について、所有権移転の3番から6番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、所有権移転の3番から6番を除き、異議については、ないものいたします。

会 長 続きまして、所有権移転の3番から6番について、審議いたしますので、●●委員は退室をお願いします。

<●●委員退室>

会 長 それでは、所有権移転の3番から6番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、所有権移転の3番から6番について、異議はないものいたします。●●委員は入室をお願いします。

<●●委員入室>

会 長 改めまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第5号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号非農地証明書の交付についてご説明いたします。  
議案書のページは、26ページから27ページです。  
耕作されなくなってから相当年数が経過しており、山林化していることから、農地として復元し、利用することは困難であると、現地を確認してまいりました。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました交付申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり交付することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第5号非農地証明書について、申請どおり「交付」することといたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。  
報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による受理について  
報告事項第2号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について  
報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第1号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。

議案書は、28ページから32ページです。

今回の受理件数は10件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望はありませんでした。

報告事項第2号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは33ページから48ページまでです。

今回の受理件数は、4条が6件、5条が18件、合わせて24件、面積は合わせて104,013.24㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、3件ございまして、36ページ5条の2番、40～43ページの5条の16番及び44～47ページ5条の17番です。

報告事項第3号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、49ページから56ページです。

解約件数は28件で、解約面積は49,810㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

(解約理由は、1番、2番、9番は自作、3番、6番、7番、28番は利用権設定のため、4番、8番は耕作者変更予定、5番は基盤法による所有権移転のため、10番から27番は5条申請のためとなっております。)

以上でございます。

会長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 　特に何もありませんので、これをもちまして、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。3. 事務連絡等について、事務局より説明をお願いします。

会長 　それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。